

保健福祉分野の三計画（案）市民説明会質疑まとめ（介護保険課）

計画名：第7期小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）

Q：地域包括支援センターと在宅介護支援センターの違いは？

A：地域包括支援センターは、小郡市直営で1か所設置し、高齢者の総合相談、虐待対応、介護予防事業などを行っています。

在宅介護支援センターは、市内の2か所の事業所に委託し、相談や高齢者福祉サービスへのつなぎ役を担っていただいています。

Q：市内の認知症及び予備群の人数は？

A：具体的な人数は把握していませんが、国では、高齢者人口の1/4が認知症の人、若しくは、その予備群と推計されているので、小郡市でも同様な割合と認識しています。

Q：元気な独居高齢者は、介護認定が受けられないために入所施設に入ることができないので、何かあったときの対応が難しくとても心配です。

A：要介護・要支援認定については、小郡市介護認定審査会において、国の助言等をいただき、公平・公正な審査、判定をしています。

Q：引きこもりや閉じこもりがちな高齢者に対して、専門職の助言等が受けられる取り組みについて

A：地域包括支援センターの保健師等が相談者と一緒に高齢者宅を訪問し、直接生活の状況を聞いて、アドバイスや福祉サービスや介護サービスにつなげる等を行う事業がありますので、ご相談ください。

Q：地域包括支援センターと民生委員・児童委員との間での、情報の共有化について

A：今後、連携をより密にして、個人のプライバシーへの配慮をしつつ、情報の共有に努めます。

Q：剪定ゴミが大きいまま入るゴミ袋を作ってほしい。

A：市関係課に伝え、今後検討していきます。

Q：老人ホーム入所時に保証人が必要な場合の対応（支援）について

A：個別の相談ですので、本説明会終了後に対応します。

Q：日常生活圏域を3圏域としているが、いつから、どのような区割りをするのか？

A：第7期計画期間中に、地域包括支援センター運営協議会において、分割の時期や区域を決定していきます。

Q：地域共生型社会の取り組みについて記載がないが、計画にどのように反映させていくのか？

A：十分な検討ができなかったため、計画書には記載がありませんが、追加で記載して取り組みを検討していきます。